平成２８年（フ）第１２９０号
東京都西東京市芝久保町５丁目３番35―406号
債務者　高山　晶子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３９４号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣395番地の２
債務者　藤森　慶司
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
栃木県日光市大室2079番地25
債務者　赤羽　勝造
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７１号
栃木県鹿沼市緑町２丁目５番14号　フランボワーズ　203、前住所栃木県鹿沼市幸町２丁目３番９号　トトロの家Ｇ101
債務者　山崎　知子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７６号
栃木県宇都宮市西の宮１丁目10番26号
債務者　藍原　桂子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０９号
静岡市清水区草ヶ谷31番地の17
債務者　米澤　正和
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０７号
静岡市清水区南矢部636番地の３　コーポラス矢部203、旧住所静岡市清水区高橋４丁目８番25号　齋藤隆方
債務者　高田富美子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０８号
静岡市清水区南矢部636番地の３　コーポラス矢部203、旧住所静岡市清水区高橋４丁目８番25号　齋藤隆方
債務者　高田　和美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２９号
東京都日野市万願寺６丁目25番地の３スカイリバー102
債務者　塚田　輝一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２３５号
東京都立川市幸町２丁目11番地の６ヴィレッヂ幸202号
債務者　須藤　　厚
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０９４号
東京都八王子市館町1113番地２メゾンドール高尾203号
債務者　市川　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７７４号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目31番５号　釜利谷東ハイツ12―201
債務者　大川　友一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９号
長崎県南島原市加津佐町乙105番地１
債務者　福田　勝枝
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
東京都江東区千石３丁目５－４－302
債務者　力石　初司
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８６号
東京都八王子市八木町２番12号シティハイツ88　401号
債務者　内田　芳子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部